

会 議 録

会議の名称	第5回 戸田市自治基本条例推進委員会
開催日時	平成30年 10月22日(月) 午後7時00分～ 9時00分
開催場所	戸田市役所 1階東側休憩室
委員氏名	<p>◎□ 大山 宣治 ○□ 横山 誠 □ 柴田 忠雄</p> <p>□ 山田 博満 □ 細井 明美 □ 雨木 恵美</p> <p>■ 播 義也 □ 市川 悦夫 □ 市ヶ谷 裕乙</p> <p>■ 飯田 峻平 □ 伊藤 寛幸 □ 林 公子</p> <p>□ 三輪 なお子 ■ 十川 拓也 □ 池上 裕康</p> <p>□ 向野 絢子 ■ 松下 啓一 ■ 宮崎 快</p> <p style="text-align: right;">(◎委員長 ○副委員長)</p> <p style="text-align: right;">(□出席 ■欠席)</p>
事務局他	協働推進課 後藤課長 石原主幹 駒崎主事
議 題	<p>(1) 先進自治体への視察について</p> <p>(2) 平成30年度自治基本条例フォーラムについて</p> <p>(3) 平成31年度実施事業について</p> <p>(4) 戸田市自治基本条例の見直しの検討について</p> <p>(5) その他</p>
会議の経過	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり
議事録確定	<p>平成30年 // 月22日</p> <p style="text-align: center;">委員長 大山宣治</p>

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>1 開会</p> <p>2 挨拶 委員長挨拶</p> <p>3 議題</p>
事務局	<p><u>(1) 先進自治体への視察について</u></p> <p>会議資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none">・ 視察の目的・ 視察先・ 視察に向けたスケジュール・ 予算・ 視察行程 (案)
委員長	<p>議題 (1) について何か意見等ないか。 また、視察を有意義なものにするために、事前に視察先 (焼津市自治基本条例まちづくり市民集会) に質問したいことがあれば伺いたい。</p>
委員	<p>この場で視察に関する質問を考えるのは難しい。 11月10日 (土) の自治基本条例フォーラムまでに、質問がある委員は事務局に伝え、事務局が質問内容の整理や取りまとめを行い、各委員に報告した上で視察先へ事前質問を送付するということを提案したいがいかがか。</p>
事務局	<p>事務局としては、委員の提案内容のとおりの進め方で問題ない。</p>
全委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>では、11月10日 (土) の自治基本条例フォーラムまでに、質問がある委員は事務局に伝えていただきたい。 また、視察にはできるだけ多くの委員の参加をお願いします。</p>
事務局	<p><u>(2) 平成30年度自治基本条例フォーラムについて</u></p> <p>会議資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none">・ フォーラムの概要・ フォーラムの周知、参加者募集の活動の報告・ フォーラム当日の次第 (案)・ フォーラム当日のタイムスケジュール・委員役割分担 (案)

委員長	議題（２）について何か意見等ないか。
委員	配布資料として、彩湖・道満グリーンパークのパンフレットも用意しておいた方がよいのではないか。
事務局	了解した。事務局の方で手配する。
委員長	他に意見や質問がなければ、フォーラムの委員の役割分担として、司会と第二部の進行役を決めたい。意見等はないか。
委員	司会に、細井委員を推薦したい。
全委員	異議なし 《細井委員 了承》
委員長	では、司会は、細井委員にお願いする。
委員	昨年度のフォーラムの進行がとても好評だったことや、これまで自治基本条例に関わられてきた経験から、第二部の進行役に、播委員を推薦したい。
全委員	異議なし
委員長	第二部の進行は、播委員にお願いすることとしたい。本日、播委員は欠席のため、事務局より第二部の進行役を依頼していただきたい。
事務局	了解した。 <u>（３）平成３１年度実施事業について</u>
事務局	会議資料に基づき説明 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治基本条例推進委員会の開催（６回） ・ 自治基本条例フォーラムの開催（無作為抽出による参加者案内） ・ 他自治体の取り組みの視察 ・ 自治基本条例啓発品（名入れ）の作成・配布 ・ その他
委員長	議題（３）について何か意見等ないか。 また、「その他」として、委員から提案等はあるか。 この案件についても、１１月１０日（土）の自治基本条例フォーラムまでに、意見がある委員は事務局に伝えていただきたい。

	<p style="text-align: center;"><u>(4) 戸田市自治基本条例の見直しの検討について</u></p> <p>事務局</p> <p>会議資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回委員会までに出された意見 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の定義について ・ 戸田市自治基本条例推進委員会条例について ・ 今後の審議の進め方 <p>委員長</p> <p>議題（4）について何か意見等ないか。</p> <p>委員</p> <p>第一期自治基本条例推進委員会に対しても、市長から自治基本条例の見直しについての諮問があったが、『現状では自治基本条例の見直しは必要ない』との答申であった。第二期自治基本条例推進委員会でも『現状では見直しは必要ない』と考えているのか、それともこれから検討していき、第二期自治基本条例推進委員会の任期満了時に、『こういう形でやっていきたい』という方向づけとするのか、この点についてどのように検討していく考えか、各委員に伺いたい。</p> <p>個人的に、現行の自治基本条例推進委員会条例（以下、「推進委員会条例」という。）において、自治基本条例推進委員会（以下、「推進委員会」という。）が実施している『自治基本条例フォーラム』（以下、「フォーラム」という。）は、推進委員会条例の何を根拠に実施するものなのか、という点に疑問を持っている。そのため、この点について明確にしたいと考えている。</p> <p>また、自治基本条例自体を見直すということになれば、それに伴い、推進委員会条例も修正が必要な箇所が出てくる。</p> <p>そのため、自治基本条例の見直しについて、各委員がどのように考えているのか伺いたい。</p> <p>委員</p> <p>推進委員会の現状の活動に合わせ、推進委員会条例の修正が必要という考えか。</p> <p>委員</p> <p>修正する場合、①推進委員会条例のみを修正する方法、②自治基本条例自体を見直し、自治基本条例の修正内容に合わせて、推進委員会条例の修正すべき箇所を全て修正する方法との2種類がある。</p> <p>委員</p> <p>推進委員会が自由に活動できるように、推進委員会条例は含みを持たせた表現にした方が良いという思いもあるが、推進委員会条例が制定された当時、様々な検討がなされた結果、現行の推進委員会条例の形となり、現在運用されていると認識している。</p> <p>委員の意見は、推進委員会が何をすべきかということに関わる大切なことであるので、時間をかけて議論していく必要がある。</p>
--	--

委員	<p>現状の推進委員会条例に対する疑問は、フォーラムの開催をどのようにとらえていくのかという点である。現状は、「自治基本条例の普及及び啓発に関する調査の一環として」という文言を根拠としている。この文言を根拠にしないと、フォーラムを実施することができない。</p> <p>推進委員会条例制定当時の条例検討委員会の議事録では、諮問に対する答申だけでなく提案もできるような内容にしてはどうかという意見があった。これを受け、推進委員会条例第2条第1項で「市長の諮問に応じ、調査審議し、答申する。」とあり、同条第2項「委員会は前項各号に掲げる事項に関し、市長に提案することができる」という文言に至ったと推察する。だが、この条項の内容では、提案はできるが「実施できる」ことまでは盛り込まれていない。</p> <p>例えば、視察予定である静岡県焼津市は、自治基本条例を推進するため、若しくは、普及及び啓発するため、推進委員会が活動を実施する旨の明確な規定がある。</p>
委員長	<p>委員の意見では、現状の推進委員会条例では、フォーラムが実施できないということか。</p>
委員	<p>現状、フォーラムは、調査の一環として実施するという位置づけであることから、フォーラムを実施した結果を提案、あるいは市長の諮問に対して答申をする必要がある。</p> <p>仮に、自治基本条例を推進するため、若しくは、市民に普及・啓発するために、フォーラムを実施するという内容が推進委員会条例に規定されていれば、提案や、市長の諮問に対して答申することを前提としなくても、フォーラムを実施することができる。</p> <p>推進委員会条例制定時の条例検討委員会の委員の意図した意見と、条例を制定した当時の事務局との間にかい離が生じているように見受けられることから、その点を踏まえ、内容を明確にした方が良い。</p>
委員	<p>これから本市で協働を進めていくために、はじめは推進委員会が主体となって進めていかなければ広がっていかないが、一定期間、推進委員会が進めていくことにより、やがては、推進委員会が進めなくても、市民の皆様が主体的に協働を進めていくようになる、そういうプロセスの中にあると理解している。</p> <p>委員の意見のとおり、推進委員会条例の内容と現状の活動との間にかい離が生じている点があるかもしれないが、現在の推進委員会条例の規定でも解釈の仕方により対応できるのではないか。</p>
委員	<p>焼津市は、条例制定時から、「まちづくり市民集会」として活動できることを明確に位置づけている。</p> <p>推進委員会がフォーラム等の活動を行うことに反対しているのではなく、フォーラム等の活動ができるように、推進委員会条例にしっかりと規定し、活動の根拠を明確にした方が良いという考えである。</p>

事務局	事務局から委員に確認させていただきたい。 委員の考えとしては、例えば、別の規定で、フォーラム等の活動が実施できるような内容の規定があれば問題ないということか。
委員	個人的に懸念していることは、地方自治法に反しないのかという点である。焼津市は、実施部門について条例に盛り込んでいる。
事務局	焼津市の条例は、「実施できる」という規定ではなく、「実施する」という規定が盛り込まれているという認識で間違いはないか。
委員	焼津市の条例は「推進する」という規定である。「実施する」という規定ではない。 本市の場合は、別条項に規定があれば実施できるということになる。
委員長	推進委員会では、推進委員会条例の見直しまでは実施できないのではないか。
委員	仮に推進委員会条例を見直すとすれば、まず、①自治基本条例を改正（実施に関する規定を加える）する、②①の自治基本条例の改正により、現状の推進委員会条例が自治基本条例と整合しなくなる、③自治基本条例と整合させるために推進委員会条例を改正する、という流れになると考える。
事務局	先ほど、委員の意見にもあったが、推進委員会では、現状、「自治基本条例の普及及び啓発に関する調査の一環として」フォーラムを実施している。この解釈では、フォーラムを実施できる根拠にはならないという考えか。
委員	フォーラムを実施できる根拠にはならないとまでは考えていないが、「自治基本条例の普及及び啓発に関する調査の一環として」、という部分以外に実施できる根拠がないということである。
事務局	事務局としては、推進委員会条例第2条第1項第2号の規定「自治基本条例の普及及び啓発に関する」部分を根拠に、その調査の一環として、フォーラムを実施できるのであれば、推進委員会条例を修正する必要はないと考える。
委員	この件は、協働をどのように進めていくかという根源的な問題であると感じる。 推進委員会は何のために設置されるのか。推進委員会が主体的に協働を進めていくものでなく、協働を進めていくのは市民の皆様である。 推進委員会は、協働が推進されていく環境を醸成できるように、条例の運用を確認したり調査したりしながら後押ししていく立場を想定して設置されたと理解している。

	<p>今は、自治基本条例制定から間もなく、どこにも旗振り役がないから、推進委員会が調査の一環と称して、フォーラム等の活動を行っている。しかし、ゆくゆくは推進委員会がフォーラム等の活動をしなくなっていくと考えている。というより、推進委員会がフォーラム等の活動をしなくても済むようになっていかなければいけない。</p> <p>その時期に至るまでは、委員が感じているような苦しい解釈かもしれないが、この解釈でフォーラム等を実施していくことになるのではないか。</p>
事務局	<p>委員の意見のとおりである。苦しい解釈かもしれないが、フォーラム等の活動が実施できる根拠となるのであれば、問題はないと考える。</p>
委員	<p>推進委員会がフォーラム等の活動を「実施する」という義務のような規定に修正をした場合、推進委員会がフォーラム等の活動を続けなければならなくなり、それも問題である。本市の協働の進め方にはなじまないのではないか。</p>
委員	<p>きっちり「実施する」と規定するのか、現状のまま、解釈の仕方であらえていくかの問題である。</p>
事務局	<p>「推進していく」という文言を規定すること自体は良いと考える。しかし、そうすることにより、推進委員会が先導役として推進し続けなければならなくなってしまう。</p> <p>先ほど委員の意見にもあったとおり、市内のいろいろな所で、協働が進められていることを推進委員会が把握し、それを後押ししていければ良いと考える。その考えから、「推進していく」という文言が、逆に推進委員会にとって足かせになってしまう可能性があることを懸念している。</p> <p>苦しい解釈であっても、フォーラム等の活動が実施できる根拠となるのなら、それで良いと考える。</p>
委員	<p>同感である。</p>
委員	<p>「実施する」という文言を明記した方が、現在の推進委員会の事務局である協働推進課になじむと思われる。</p> <p>また、基本的には「実施する」と明確に推進委員会条例に規定しておくことで、フォーラム等を実施することに何も問題がないと言い切れる。現状では、フォーラム等の活動を実施する場合、推進委員会条例の何を根拠にしているかを明確にしておく必要が出てきてしまう。</p>
委員	<p>これまで活動してきたように、「自治基本条例の普及及び啓発に関する調査の一環として」フォーラムを実施しているということを、推進委員会として共通認識を持ち、現状のまま進めていけば良い。</p>

委員長	他に意見がなければ、「戸田市自治基本条例推進委員会条例について」の見直しの審議は終結する。 他に意見等はあるか。
委員	市長への答申を行う期日はいつか。
事務局	第二期自治基本条例推進委員会委員の任期が満了となる平成31年11月末までに行う予定である。
委員	今後も自治基本条例の条文について、審議する機会はあるのか。
事務局	今後も条例の見直しについて、委員会で審議をしていく予定である。次回は、「市民」の定義について審議を行いたいと考えている。
	<u>(5) その他</u>
事務局	《市長との意見交換会について説明》
委員長	議題(5)について何か意見等ないか。
委員	委員会とは別形式の方が、市長のお考えを聞き、委員も自由に意見交換ができるような感じを受ける。
事務局	事務局としては、委員会として開催する場合、委員会で議題について審議する時間が減ってしまうことを懸念している。 その点から、座談会形式・懇談会形式案が良いのではないかという考えは持っている。
委員	町会連合会では、市内5地区で、市長との座談会を年に1回(各地区1回・合計5回)実施している。町会・自治会からの質問に対して市長から丁寧にご回答いただき、町会・自治会は、市長の回答を持ち帰り、町会・自治会にフィードバックしている。 これを参考に、同様の座談会形式で実施したら良いと思う。
委員長	委員会としての開催は形式的になる可能性があり難しいのではないか。座談会・懇談会形式の案の方向で考えていきたい。
事務局	4 事務連絡 ① 前回委員会にて経営企画課より依頼・打診があった『第5次総合振興計画策定協働会議』の委員募集について報告する。当初4名の予定であったが、5名から立候補いただき、その方々を推進委員会として協働会議の委員に推薦させていただいた。 (5名：大山委員長、横山副委員長、山田委員、細井委員、播委員)

② 次回会議は平成30年12月中下旬を予定している。

5 閉会